

# 会 議 録

## 1 会議名

令和4年度 第1回 上越市特別職報酬等審議会

## 2 議題

- (1) 会長の選出及び職務代理者の指定
- (2) 審議会の役割、所掌事項、これまでの審議内容等について（公開）
- (3) 人事院勧等を踏まえた期末手当の改定等について（報告）（公開）
- (4) 令和5年度の特別職報酬等の取扱いについて（公開）

## 3 開催日時

令和5年1月26日（木）午前10時00分から

## 4 開催場所

上越市役所 木田第一庁舎 4階 401会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（委員敬称略、50音順）

- ・委員：江村奈緒美委員、大堀芳和委員、笹原茂委員、高橋信雄委員（会長）、  
高橋芳夫委員、中村博輔委員、野俣俊雄委員、本城文夫委員、  
丸山景子委員
- ・事務局：八木副市長、笹川総務管理部長  
人事課 齋藤課長、大谷副課長、羽深係長、風間主任

## 8 発言の内容

### ○開会

- ・委員の過半数の出席を確認。上越市特別職報酬等審議会条例第5条の規定により、  
本審議会が成立していることを報告。

### ○副市長挨拶

### ○委員自己紹介

### ○会長選出

- － 委員からの意見がなく、事務局案として高橋信雄委員を提案し、異議なし －

### ○会長職務代理者の指定

－ 会長が大堀芳和委員を指定 －

○議事

【高橋信雄会長】

議題(1)及び(2)について、一括して、事務局に説明を求める。

【齋藤人事課長】

－ 資料 1～4 に基づき説明 －

【高橋信雄会長】

説明に対し、委員の皆さんから質問、意見を求める。

【本城文夫委員】

資料 3 のとおり、昨年 11 月 21 日付で、特別職の期末手当の改定と給料月額削減について報告があった。市議会で議論があったことも承知している。12 月議会に提案された特別職の期末手当の改定及び副市長の給料月額削減は、当審議会の審議事項ではないため、書面にて報告がされたものと理解している。

しかし、新潟市の場合、11 月 2 日に審議会が開かれ、市長や副市長の俸給月額を議論し、コロナ禍で市民の理解が得られないとして据え置きを答申をしている。新潟市は政令指定都市で当市とは取扱いが異なるのか分からないが、審議事項ではないとする根拠を説明してもらいたい。

【齋藤人事課長】

当審議会の審議事項である特別職の報酬額は、他の自治体や国の動向との均衡を図って定める金額、いわゆる条例の本則に定める額について、ご意見をいただくこととしている。他自治体においても、期間を定めて市長、副市長等の給料を削減する場合、条例の本則に定める額を改定するのではなく、特例措置として、削減を規定している場合が多い。当審議会は、条例の本則に定める額が他自治体と比較してどうなのかということをご審議いただく場と考えているため、一時的な削減は、諮問事項には当たらないという整理をしている。

【本城文夫委員】

特別職報酬等審議会条例では、議会に条例を提出しようとするときには審議会の意見を聴くと規定されている。政策的に行う給料の削減は、当審議会での審議の対象にならないことは理解するが、条例で審議会の意見を聴くとされているため、意見を聴いてもいいのではないかと。当審議会そのものが極めて形骸化してしまう。

【齋藤人事課長】

本城委員から事例を紹介いただいた自治体においても、私どもが承知している限りでは、条例の本則に定める給料の額を変えない場合は諮問していないと聞いている。また、当市と同様の対応としている自治体が多いのが実態のようである。

事務局としては、当審議会からご意見をいただかないというわけではなく、事前に委員の皆様にご文書でお知らせした上で、本日の審議会で改めてご報告をさせていただき、委員の皆様のご意見を伺いたいと考えている。現在の事務局の整理としては、他団体等との均衡を図って定める条例の本則に定める給料月額を改正しない場合は、諮問しないこととしている。

**【本城文夫委員】**

議会で副市長の給料月額 10%カットは、副市長の意欲を削ぐことになるのではないかなという議論もあったが、金額の問題ではなく、そういった意味でも審議会に事前に説明があってもよいのではないかな。副市長の給料の減額は、条例改正を議会に提案しなければ実施できず、特別職報酬等審議会条例で条例を議会に提出するときは審議会の意見を聴くと定められている。

**【齋藤人事課長】**

説明が繰り返しになるが、特別職報酬等審議会条例で定める市長・副市長等の給料の額は、いわゆる条例の本則に定める額と捉えており、そこは改定しないことが前提であるため、審議事項ではないという整理をしている。

本城委員のお考えも今回ご意見として受け止めるが、市長の政策的な考えによる給料の減額をどのように審議いただくかはなかなか難しいところでもある。今回のように政策的に一定期間の給料を減額する場合にあっては、条例提案の前に限らず、意見をいただくというところをお願いしたい。

**【高橋信雄会長】**

本城委員におかれては、ご自身の長い経験からのご意見であるが、審議会としての審議の限界があり、どこかで線を引かなければならない。その点は理解いただきたい。

議題(1)及び(2)に関して、他に何か質問、意見はあるか。

**【高橋信雄会長】**

議題(3)について、事務局に説明を求める。

**【齋藤人事課長】**

－ 資料 5 に基づき説明 －

市としては、特別職の給料月額・報酬月額及び政務活動費のいずれも改定を予定し

ていないことから、本日の審議会において諮問は行わない。今後の検討に際しての参考としたいので、ご意見ご質問等があればお願いしたい。

**【高橋信雄会長】**

説明に対し、委員の皆さんから質問、意見があればお願いします。

**【本城文夫委員】**

市の考え方は理解した。特別職の給料に関連して、日本総合研究所では、首長の退職金について見直しを求める動きがあると伝えている。その内容は、首長に対する退職金査定制度の創設と、首長に対する行政評価が必要というもの。市の経営トップである市長の退職金を適正水準に是正する必要があるということが大々的に言われ始めている。すでに市長の退職金を廃止し、月額給料に多少上乘せしている自治体もある。

特別職の給料の取り扱いに関する市の考え方は、理解したが、市長並びに副市長の退職金について検討する時期に入ってきているのではないかと思う。市民は市長の退職金のことはわからない。当市の退職手当条例を見ると、給料月額×在職月数×100分の50、副市長の場合は100分の30のため、市長が任期4年間勤務した場合、約2,319万円の退職金が支払われる。単純に考えると、市長が1ヶ月勤務すると約48万円の退職金と約96万円の月給が支払われる。

それは市長の責任の度合いと関係するが、お尋ねしたいのは退職金の計算に用いる給料月額は、給料減額後の額か、それとも条例の本則で定める額か。

**【齋藤人事課長】**

紹介いただいた退職金にまつわる動向については、この場で答えできるものは持ち合わせていない。後段の退職金の計算方法については、給料減額前の額、すなわち条例の本則で定める額で計算する。

**【本城文夫委員】**

承知した。次に、政務活動費について、去年8月に令和3年度の政務活動費の実績が公表された。コロナ禍にあり、議員は視察研修を自粛し、政務活動費の使途が広報費に集中している。個人的に調べたところ、個人交付分の65.4%、会派交付分の88.0%が自らの議会活動の報告になっている。本来、個人が後援会活動としてやるようなニュースの発行が政務活動費から支出され、また、議員個人として発行するもの、会派として発行するものがあり、配布方法も全戸配布する議員、自分の居住エリアのみ配布する議員とばらつきがある。市議会として発行する議会だよりと同じような内容で発行されているものも見受ける。それがいけないと言うわけではないが、個人や会派

に交付された政務活動費の支出実績に各議員、各会派で大きな差がある。政務活動費として支給されるものであるため、各議員、各会派が市政の活性化あるいは議員の資質向上のために活用していく方向性が重要であると考えます。多額の執行残が生じるのであれば、市民から交付額を減らしてもよいのではという声が出てくると思う。

もうひとつばらつきがあると感じるのは、視察や研修会出席時の土産代、登庁のためのガソリン代、携帯電話の使用料金に係る政務活動費の考え方。市民感情として、議員全員が同様に政務活動費から支出していればよいが、特定の議員がこのような経費に使っていることに違和感があり、市民の理解を得にくいのではないかと。

また、以前も申し上げたが、政務活動費は市民の税金であるため、個人の議会だよりの発行に当たっては、市内の印刷業者に発注してもらいたい。来年5月には、政務活動費の有効活用とペーパーレスの推進のため、政務活動費の管理アプリを導入することが決まったと聞いている。この機会に政務活動費の透明性を確保し、市民の理解を得られるような使い方にぜひ務めていただきたい。

#### 【笹川総務管理部長】

政務活動費の支出基準については、議会側で決めており、ガソリン代や携帯電話代金の支出割合も決められている。議員には、市民からの相談等の電話もあり、個人の携帯電話を議員活動でも使用するということを踏まえ、議会において基準を定めて運用している。

本城委員の発言のとおり、昨年、一昨年は新型コロナの度重なる感染拡大の影響もあり視察研修費が減っていること、また広報費については、民主主義の中で議員の活動を市民に知ってもらうことも大切なことであり、活動費として認められていると承知している。

市議会として支出基準を定めた上で、適正・不適正の判断をしているというのが実態ではあるが、本城委員のご意見は議会側に伝えたい。また、印刷の市内業者への発注について、私も同じように思うが、インターネットで注文できる業者が首都圏にあることも承知はしている。ご意見はしっかりと議会側に伝えたいと思っている。

#### 【高橋信雄会長】

他に質問、意見はないか。

議題(4)について、事務局から何かあるか。

#### 【事務局】

特になし。

○閉会

9 問合せ先

総務管理部人事課給与係 TEL : 025-520-5619

E-mail : jinji@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。